

愛知県議会委員会条例

昭和三十一年九月二十七日

条例第二十号

改正	昭和三四年	五月三〇日	条例第一 五号	昭和三八年	六月	五日	条例第一 四号
	昭和四二年	六月	二日	条例第二 三号	昭和四四年	三月三十一日	条例第三 一号
	昭和四五年	三月三〇日	条例第三 三号	昭和四六年	六月	四日	条例第三 三号
	昭和五〇年	五月三〇日	条例第三 一号	昭和五三年	六月	二日	条例第二 九号
	昭和五五年	六月	四日	条例第二 三号	昭和六〇年	三月二七日	条例第一 九号
	昭和六二年	六月	一日	条例第三 一号	平成三年	五月二二日	条例第二 六号
	平成六年	三月	四日	条例第一 号	平成六年	五月二〇日	条例第二 四号
	平成七年	五月二二日	条例第二 七号	平成一〇年	五月二二日	条例第三 二号	
	平成一一年	五月二四日	条例第四 〇号	平成一二年	三月二八日	条例第五 一号	
	平成一五年	三月二五日	条例第五 〇号	平成一五年	五月二六日	条例第五 二号	
	平成一六年	三月二六日	条例第四 〇号	平成一六年	一月二二日	条例第七 九号	
	平成一八年	三月二八日	条例第四 二号	平成一九年	三月二三日	条例第三 七号	
	平成一九年	五月二一日	条例第三 九号	平成二三年	五月二三日	条例第三 五号	
	平成二四年	一月二二日	条例第八 三号	平成二五年	三月二九日	条例第三 五号	
	平成二七年	三月二四日	条例第三 四号	平成二七年	五月二五日	条例第三 六号	
	平成二八年	三月二九日	条例第三 七号	平成三〇年	三月二七日	条例第三 五号	
	平成三一年	三月二二日	条例第三 三号	令和元年	五月二七日	条例第三 五号	
	令和二年	一月一四日	条例第五 二号				

愛知県議会委員会条例をここに公布する。

愛知県議会委員会条例

目次

- 第一条（常任委員会の設置）
- 第二条（常任委員会の名称等）
- 第三条（常任委員の任期）
- 第三条の二（議会運営委員会の設置等）
- 第四条（特別委員会の設置等）
- 第五条（委員の選任）
- 第六条（委員長及び副委員長）
- 第七条（委員長の職務）
- 第八条（委員長の職務代行）
- 第九条（委員長及び副委員長の辞任）
- 第十条（議会運営委員及び特別委員の辞任）
- 第十条の二（理事の設置等）
- 第十一条（招集）
- 第十一条の二（出席の特例）
- 第十二条（定足数）
- 第十三条（表決）
- 第十四条（委員長及び委員の除斥）
- 第十五条（傍聴）
- 第十六条（秘密会）
- 第十七条（出席説明の要求）
- 第十八条（議事妨害及び離席の禁止）
- 第十九条（秩序保持に関する措置）
- 第二十条（公聴会開催の手続）
- 第二十一条（意見を述べようとする者の申出）
- 第二十二条（公述人の決定）
- 第二十三条（公述人の発言）
- 第二十四条（委員及び公述人の質疑）
- 第二十五条（代理人又は文書による意見の陳述）
- 第二十五条の二（参考人）
- 第二十六条（記録）
- 第二十七条（会議規則との関係）

附則

（常任委員会の設置）

第一条 愛知県議会に、常任委員会を置く。

（常任委員会の名称等）

第二条 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務企画委員会	十三人	政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、会計局、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

県民環境委員会	十三人	県民文化局及び環境局の所管に属する事項
福祉医療委員会	十三人	福祉局、保健医療局及び病院事業庁の所管に属する事項
経済労働委員会	十三人	経済産業局、労働局、観光コンベンション局、企業庁及び労働委員会の所管に属する事項
農林水産委員会	十三人	農業水産局、農林基盤局、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
建設委員会	十三人	建設局、都市整備局、建築局及び収用委員会の所管に属する事項
教育・スポーツ委員会	十二人	スポーツ局及び教育委員会の所管に属する事項
警察委員会	十二人	公安委員会の所管に属する事項

一部改正〔昭和三四年条例一五号・三八年一四号・四二年二三号・四四年三一号・四五年三三号・四六年三三号・五〇年三一号・五三年二九号・五五年二三号・六〇年一九号・六二年三一号・平成三年二六号・七年二七号・一〇年三二号・一一年四〇号・一二年五一号・一五年五〇号・五二号・一六年四〇号・七九号・一八年四二号・一九年三九号・二三年三五号・二五年三五号・二七年三四号・三六号・三〇年三五号・三一年三三号〕

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、第五条第三項の規定により選任された委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成二八年条例三七号〕

(議会運営委員会の設置等)

第三条の二 愛知県議会に、議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員の定数は、十四人とする。
- 3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

追加〔平成三年条例二六号〕、一部改正〔平成六年条例二四号・一一年四〇号・一五年五二号・一九年三九号・二三年三五号・令和元年三五号〕

(特別委員会の設置等)

第四条 特別委員会は、必要がある場合に、議会の議決により置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決により定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(委員の選任)

第五条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

- 2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。
- 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了の前に行うことができる。
- 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

6 第三条第三項（常任委員の任期）の規定は、第四項の規定により所属を変更した常任委員の任期について準用する。

一部改正〔平成三年条例二六号・一九年三七号・二四年八三号・二八年三七号〕

（委員長及び副委員長）

第六条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長一人（議会運営委員会にあつては、二人）を置く。

2 委員長及び副委員長は、議長が、当該委員会の委員のうちから会議に諮つて指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

一部改正〔平成三年条例二六号・一九年三九号・二四年八三号〕

（委員長の職務）

第七条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第八条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。この場合において、副委員長が二人あるときは、委員長があらかじめ定めた順序に従い、委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又は委員長及び副委員長が共に欠けたときは、委員の互選した仮委員長が委員長の職務を行う。

一部改正〔平成一九年条例三九号・二四年八三号〕

（委員長及び副委員長の辞任）

第九条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第十条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

一部改正〔平成三年条例二六号・一九年三七号〕

（理事の設置等）

第十条の二 委員会は、その運営のため必要があるときは、理事若干人を置くことができる。

2 理事は、委員長が、当該委員会の委員のうちから指名する。

3 理事の任期は、委員の任期による。

4 理事が辞任しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

5 前各項に定めるもののほか、理事に関し必要な事項は、当該委員会が定める。

追加〔平成六年条例一号〕

（招集）

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（出席の特例）

第十一条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は地震、台風その他の大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ

とができる方法によつて、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第一項の規定により委員会に参加した委員がある場合における次条、第十三条第一項（表決）及び第二十六条第一項（記録）の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

追加〔令和二年条例五二号〕

（定足数）

第十二条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十四条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第十三条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として、議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第十四条 委員長及び委員は、自己若しくは、父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴）

第十五条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者に限り、傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第十六条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

（出席説明の要求）

第十七条 委員会は、議長を経て、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めることができる。

一部改正〔平成一六年条例七九号・一九年三七号・二七年三四号〕

（議事妨害及び離席の禁止）

第十八条 何人も会議中は、みだりに発言し、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

（秩序保持に関する措置）

第十九条 委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、愛知県議会会議規則又はこの条例に違反しその他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(公聴会開催の手続)

第二十条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を県公報に登載して、公示する。

一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(意見を述べようとする者の申出)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書で、あらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十二条 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）を、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(公述人の発言)

第二十三条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、発言を禁止し、又は退場させることができる。

一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(委員及び公述人の質疑)

第二十四条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十五条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十五条の二 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第二十三条((公述人の発言))、第二十四条((委員及び公述人の質疑))及び前条の規定は、参考人について準用する。

追加〔平成三年条例二六号〕、一部改正〔平成二四年条例八三号〕

(記録)

第二十六条 委員会は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

2 委員長は、前項の記録に署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、愛知県議会会議規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県議会委員会条例（昭和二十三年愛知県条例第六十二号）は、廃止する。
- 3 この条例施行後はじめて選任される常任委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず八月とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

附 則（昭和三十四年五月三十日条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年五月二十二日から適用する。

附 則（昭和三十八年六月五日条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年五月二十七日から適用する。

附 則（昭和四十二年六月二日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年五月二十五日から適用する。

附 則（昭和四十四年三月三十一日条例第三十一号）

この条例は、昭和四十四年四月十六日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日条例第三十三号）

この条例は、昭和四十五年四月十六日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月四日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月二十六日から適用する。

附 則（昭和五十年五月三十日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年五月二十六日から適用する。

附 則（昭和五十三年六月二日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年五月二十九日から適用する。

附 則（昭和五十五年六月四日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年五月二十六日から適用する。

附 則（昭和六十年三月二十七日条例第十九号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年六月一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県議会委員会条例の規定は、昭和六十二年五月二十六日から適用する。

附 則（平成三年五月二十二日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月四日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年五月二十日条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月二十二日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年五月二十二日条例第三十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年五月二十四日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第五十一号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の下欄に定める常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員に指名されたものとみなし、その任期は、愛知県議会委員会条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長、副委員長及び委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

総務企画委員会	総務県民委員会
衛生環境委員会	企画環境委員会
民生労働委員会	健康福祉委員会
企業商工委員会	産業労働委員会
農林水産委員会	農林水産委員会
土木建築委員会	建設委員会
文教委員会	文教委員会
治安委員会	警察委員会

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている特定の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成十五年三月二十五日条例第五十号）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県議会委員会条例第二条の表に掲げる総務県民委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の愛知県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第二条の表に掲げる総務県民委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、新条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている特定の事件については、新委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成十五年五月二十六日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第四十号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第七十九号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第四十二号）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県議会委員会条例第二条の表に掲げる総務県民委員会、企画環境委員会及び産業労働委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の愛知県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第二条の表に掲げる総務県民委員会、地域振興環境委員会及び産業労働委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、新条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている特定の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第三十七号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二十三日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第八十三号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第二項及び第三項並びに第二十五条の二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第三十五号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第三十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県議会委員会条例第二条の表に掲げる総務県民委員会及び地域振興環境委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の愛知県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第二条の表に掲げる総務県民委員会及び振興環境委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、新条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている特定の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会に付議されたものとみなす。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第三項に規定する日までの間における新条例第十七条の規定の適用については、同条中「教育長」とあるのは、「委員長」とする。

附 則（平成二十七年五月二十五日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第三十五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第三十三号）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ同表の下欄に定める常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、愛知県議会委員会条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

総務県民委員会	総務企画委員会
振興環境委員会	県民環境委員会
健康福祉委員会	福祉医療委員会
産業労働委員会	経済労働委員会
農林水産委員会	農林水産委員会
建設委員会	建設委員会
文教委員会	教育・スポーツ委員会
警察委員会	警察委員会

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付議されている特定の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会に付議されたものとみなす。

附 則（令和元年五月二十七日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十月十四日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。